

第4章 まとめ

4.1 調査の結果

4.1.1 食品リサイクル法に関する調査結果の回答内訳

補完調査の総発送数（3,200件）に対する調査結果の回答内訳を図4-1に示す。なお、食品廃棄物等の発生量についての回答は、発生状況が100トン以上、100トン未満、廃棄物の発生無し別で示す。

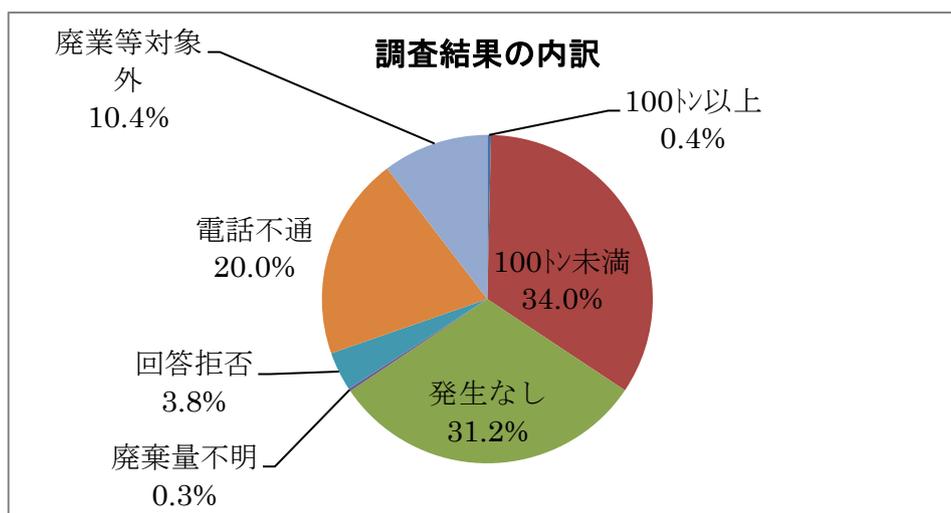


図4-1 食品リサイクル法に関する補完調査結果の回答内訳

4.1.2 容器包装リサイクル法に関する調査結果の回答内訳

補完調査の総発送数（3,000件）に対する調査結果の回答割合を図4-2に示す。なお、容器包装の使用の有無が把握できた電話調査の回答は、使用あり、使用無し別で示す。

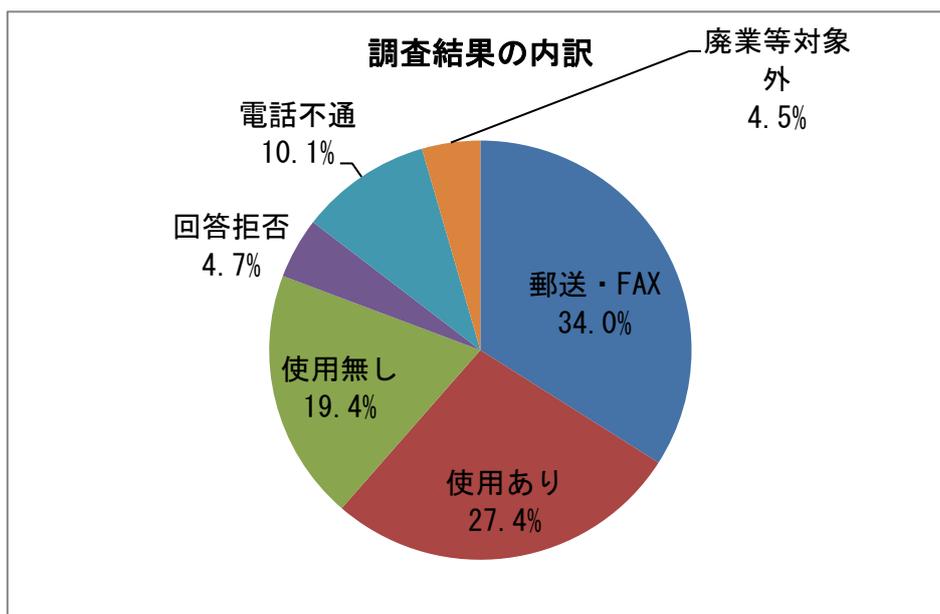


図4-2 容器包装リサイクル法に関する補完調査結果の回答内訳

4.2 調査の課題

4.2.1 事業者データベースの事業者情報の最新化

補完調査前に、事業者の最新情報、廃業情報を取集し、事業者データベースに反映させた。

それでも、食品リサイクル法及び容器包装リサイクル法の補完調査において、宛先不明で戻ってきた事業者が、730件（調査票送付数に対して11.8%）あった。また、電話不通の事業者が、312件（調査票送付数に対して5.0%）あった。内訳を表4-1に示す。

より精度の高い調査、より効率の良い調査を行うためには、事業者の会社情報をできるだけ正確な最新情報に更新し続けていくことが重要であると考えられる。

表 4-1 宛先不明・電話不通事業者数

	送付数	宛先不明		電話不通	
食品	3,200	475	14.8%	224	7.0%
容器包装	3,000	255	8.5%	88	2.9%
計	6,200	730	11.8%	312	5.0%

なお、宛先不明の事業者に対しては、電話による調査を行い、可能な限りの回収率の向上に努めた。電話調査の結果内訳を表4-2に示す。

表 4-2 宛先不明の電話調査結果

	宛先不明	電話調査結果			
		有効回答	廃業不明回答拒否	電話不通	廃業等対象外
食品	170	16	1	119	34
容器包装	65	8	3	38	16
計	235	24	4	157	50
	割合	10.2%	1.7%	66.8%	21.3%

4.2.2 補完調査における問い合わせの内訳

補完調査における、送付事業者からの問い合わせ内容について表 4-3 に示す。

表 4-3 問い合わせの内訳

食品リサイクル問い合わせ内容
新型コロナウイルスへの対応でアンケートには答えてられない状態。 今回は辞退いたします。
卸売業。廃棄はないのですが今回の調査対象なのか。
恵那市の産廃業者に廃棄を依頼している。
強制調査か。
回答しないと何か罰則があるのか。
容器包装リサイクル問い合わせ内容
新型コロナウイルスへの対応で調査票どころではない。提出は義務なのか。
新型コロナウイルスで困っている飲食業が多くいる。そちらに税金使って欲しい。
容器を納入しているお客様から、容器リサイクルのアンケートが届いたが、答えるべきかとの相談を受けた。
怪しい。どうしてウチに送られてきたのか。なんで資本金や従業員数や数年分の売上高まで書かないといけないのか。
用紙の書き方について。 1) 主業種/従業種とは。 2) 受託の定義は。

4.2.3 補完調査の実施方法の工夫

より効率の良い調査を行うために、食品リサイクル法及び容器包装リサイクル法の調査対象は、同じ事業者データベースから各々の条件で抽出選定しており、別々の調査内容ではあるが、食品リサイクル法及び容器包装リサイクル法の両調査対象事業者としては、「また、農林水産省から同じアンケートが来た」と思う事業者が多数と思われる。よって、食品リサイクル法及び容器包装リサイクル法の補完調査対象事業者の重複を可能な限り無くした。

令和元年度の回答率(有効回答数/実送付数)は、食品リサイクル法が 23.8%、容器包装リサイクル法が 24.5%の結果を得ることができた。

例年に比べ回答率が低い原因は、実施期間が短かったこと及びコロナウイルス対応で事業者が多忙であったことが大きく影響したものと考えられる。表 4-3 の問い合わせの内訳にも記載したが、コロナウイルスへの対応でそれどころではないとの回答が多数あった。

なお表 4-1 宛先不明・電話不通事業者数のとおり、宛先不明及び未回収の対象事業者への電話調査を実施した結果、電話が繋がらなかった事業者数は食品リサイクル法及び容器包装リサイクル法の補完調査合わせて 312 事業者で、調査票送付数に対して 5%であった。前項 4.2.1 事業者データベースの事業者情報の最新化で述べたとおり、出来る限りの正確な事業者情報が必要となる。

4.3 今後の展開

4.3.1 食品リサイクル法の補完調査

食品リサイクル法補完調査に関して、令和元年度末時点の事業者データベース登録事業者数が 190,321 件に対し、確認済み等の事業者数が 176,944 件であるため、登録事業者数の変動がなかった場合、令和 2 年度以降の対象事業者数は 10,177 件が考えられる。

表 4-4 令和 2 年度以降の食品リサイクル法調査対象事業者数

農政局等	事業者データベース登録事業者数	定期報告、過去調査確認済み、他業種等の対象外事業者数	令和元年度 補完調査実施事業者数	令和 2 年度以降の調査対象事業者数
北海道	13,034	11,840	358	836
東北	18,122	16,961	363	798
関東（東京）	23,977	22,329	480	1,168
関東（東京以外）	38,245	35,253	114	2,878
北陸	11,646	10,922	228	496
東海	14,000	13,129	266	605
近畿	23,753	22,035	463	1,255
中四国	22,551	21,102	439	1,010
九州	22,600	21,145	438	1,017
沖縄	2,393	2,228	51	114
合計	190,321	176,944	3,200	10,177

4.3.2 容器包装リサイクル法の補完調査

容器包装リサイクル法に関する補完調査について、令和元年度末時点の事業者データベース登録事業者数が 190,321 件に対し、確認済み並びに対象外等の事業者数が 176,235 件であるため、登録事業者数の変動がなかった場合、令和 2 年度以降の対象事業者数は 11,086 件が考えられる。

表 4-5 令和 2 年度以降の容器包装リサイクル法調査対象事業者数

農政局等	事業者データベース登録事業者数	過去の調査で確認済み事業者数及び小規模事業者等の対象外事業者数	令和元年度 補完調査実施事業者数	令和 2 年度以降の調査対象事業者数
北海道	13,034	12,057	257	720
東北	18,122	17,006	279	837
関東（東京）	23,977	21,154	404	2,419
関東（東京以外）	38,245	35,536	589	2,120
北陸	11,646	10,912	178	556
東海	14,000	13,144	196	660
近畿	23,753	22,084	352	1,317
中四国	22,551	20,914	412	1,225
九州	22,600	21,244	305	1,051
沖縄	2,393	2,184	28	181
合計	190,321	176,235	3,000	11,086

令和元年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業
(事業者データベース整備及び補完調査等) 調査報告書

令和2年3月

日本ソフト販売株式会社